

第4章

福祉事業

- ・保健事業
- ・国家公務員共済組合連合会が行う福祉事業
- ・貯金事業
- ・貸付事業
- ・財形持家融資事業
- ・医療事業

保健事業

組合員や家族の方々が、日常生活を健康で明るく豊かに過ごしていただくため、次の事業を行っています。

所属所保健事業に対する補助

所属所における保健事業に対する補助として、組合員1人あたり年額2,488円を所属所に配付しています。各所属所は、組合員の意向を考慮して年間計画を立て、それに基づいて予防接種等を行い、その費用に充てています。

人間ドック補助

35歳以上の組合員および被扶養者を対象に、疾病の主要因である成人病を早期発見することにより、組合員等の健康の保持増進に寄与することを目的に実施しています。

補助額は、受診料金の7割（上限は組合員30,000円、被扶養配偶者20,000円）です。

【申込方法】

毎年4月および10月に各所属所において申し込みを受け付けています。

メンタルヘルス相談事業

組合員やその家族（被扶養者）の心の健康をサポートすることを目的として、メンタルヘルス相談事業を実施していますので、お気軽にご利用ください。

【利用方法】

- ①相談スタッフが出たら、名前・年齢を伝え、相談内容をお話ください。
 - ②相談時間は15分～30分です。
 - ③相談内容および希望により、個別面談（対面面談）も受け付けています。
- ※詳しい内容は、厚生労働省第二共済組合広報誌等でご確認ください。

特定健康診査・特定保健指導

当共済組合では、40歳から74歳までのすべての組合員および被扶養者に対して特定健康診査および特定保健指導を実施しています。

特定健康診査・特定保健指導とは…

特定健康診査は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクの高い方には「特定保健指導」を行います。

【内臓脂肪蓄積の程度（腹囲・BMI）】と【リスク要因の数（高血圧、脂質異常、高血糖、喫煙歴）】から対象者を3つのグループ（情報提供、動機付け支援、積極的支援）に分類します。

動機付け支援または積極的支援に該当した方は、医師・保健師・管理栄養士などの専門家による個々人に合わせた特定保健指導を受けることになります。

【特定健康診査・特定保健指導の特色】

- 40歳以上の組合員および被扶養者のすべての方が対象です。
- メタボリックシンドロームに着目した健康づくりを重視します。
- 特定健康診査受診者全員に対して、必要に応じた保健指導を実施します。

【受診費用の負担について】

区分	特定健康診査	特定保健指導
組合員	事業主健診で代替：無料 人間ドックで代替：自己負担あり	無料
被扶養者	無料	無料

生活習慣病の早期発見・予防のため、特定健康診査・特定保健指導を積極的に受診してください。

委託保育所に対する運営費等の補助

厚生労働省第二共済組合が運営を委託している保育所（院内保育所一覧参照）に対し、運営費の一部補助として組合員の保育児1人あたり1か月3,750円、特別行事費の一部補助として組合員の保育児1人あたり年間1,000円を負担しています。

院外保育児童に対する保育料補助

院外の保育所に被扶養者である児童を預けている組合員に対し、その保育料の補助として児童1人あたり1か月800円の補助をしています。

[申込方法]

毎年2～7月保育分を8月15日まで、8～1月保育分を2月14日までに共済組合備え付けの請求書により請求してください。

（注）請求にあたっては保育料支払の証明が必要となります。

院内保育所一覧

（平成26年4月現在）

所属所名	保育所名	住 所
北海道がんセンター所属所	こぼと保育所	北海道札幌市白石区菊水四条2-3-54
北海道医療センター所属所	きしゃぼっぽ保育園	北海道札幌市西区山の手5条7-1-1
函館病院所属所	つくし園	北海道函館市川原町18-16
旭川医療センター所属所	どんぐり保育所	北海道旭川市花咲町7-4048
帯広病院所属所	くるみ保育園	北海道帯広市西18条北2-16
八雲病院所属所	こぼと保育園	北海道山越郡八雲町宮園町128-1
弘前病院所属所	風の子保育園	青森県弘前市大字富野町1
青森病院所属所	あかしや保育園	青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野155
盛岡病院所属所	すみれ保育園	岩手県盛岡市青山1-25-1
花巻病院所属所	みつば保育園	岩手県花巻市諏訪500
岩手病院所属所	杉の子保育園	岩手県一関市山目字泥田山下48
釜石病院所属所	のぞみ保育園	岩手県釜石市定内町4丁目7-1
仙台医療センター所属所	ひまわり保育園	宮城県仙台市宮城野区宮城野2-8-8
仙台西多賀病院所属所	さくら保育園	宮城県仙台市太白区鉤取本町2-11-11
宮城病院所属所	つくし保育園	宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原100
国立療養所松丘保養園所属所	さくら保育園	青森県青森市大字石江字平山19
福島病院所属所	たんぼ保育園	福島県須賀川市芦田塚13
国立国際医療研究センター所属所	つくしんぼ保育所	千葉県市川市国府台1-7-1
水戸医療センター所属所	つくし保育園	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280
霞ヶ浦医療センター所属所	かすみ保育園	茨城県土浦市下高津2-7-14
栃木医療センター所属所	とちのみ保育園	栃木県宇都宮市中戸祭1-10-37
宇都宮病院所属所	なかよし保育園	栃木県河内郡河内町大字下岡本2160
高崎総合医療センター所属所	こじか保育園	群馬県高崎市高松町36
西埼玉中央病院所属所	こぼと保育園	埼玉県所沢市若狭2-1671
埼玉病院所属所	さいたま保育園	埼玉県和光市諏訪2-1
東埼玉病院所属所	ひまわり保育園	埼玉県蓮田市大字黒浜4147
千葉東病院所属所	にとな保育園	千葉県千葉市中央区仁戸名町673番地
下志津病院所属所	こじか保育園	千葉県四街道市鹿渡934-5
千葉医療センター所属所	つばき保育園	千葉県千葉市中央区椿森4-1-2
東京医療センター所属所	東二ひまわり保育園	東京都目黒区東が丘2-5-1

所属所名	保育所名	住 所
東京病院所属所	なかよし保育園	東京都清瀬市丘丘3-1-1
災害医療センター所属所	なかよし保育園	東京都立川市緑町3256
横浜医療センター所属所	さくらんぼ保育園	神奈川県横浜市戸塚区原宿3-60-2
久里浜医療センター所属所	のび保育園	神奈川県横須賀市野比5-3-1
相模原病院所属所	さがみたんぼ保育園	神奈川県相模原市桜台18-1
神奈川病院所属所	さくら保育所	神奈川県秦野市落合666-1
箱根病院所属所	風祭グリーンゲープلز保育園	神奈川県小田原市風祭412
西新潟中央病院所属所	まさご保育園	新潟県新潟市真砂1-14-1
さいがた医療センター所属所	さくらんぼ保育園	新潟県上越市大潟区犀潟468-1
東長野病院所属所	すくすく保育園	長野県長野市上野2-477
まつもと医療センター所属所	にこにこ保育園	長野県松本市大字寿豊丘811
小諸高原病院所属所	白樺保育園	長野県小諸市甲4598
国立療養所多磨全生園所属所	あおば保育園	東京都東村山市青葉町4-1-1
国立長寿医療研究センター所属所	パンピ保育所	愛知県大府市森岡町源吾36-3
金沢医療センター所属所	くるみ保育園	石川県金沢市下石引町1-1
長良医療センター所属所	どんぐり保育所	岐阜県岐阜市長良1300-7
静岡てんかん・神経医療センター所属所	つくしんぼ保育所	静岡県静岡市葵区漆山886
静岡富士病院所属所	さくらんぼ保育所	静岡県富士宮市上井出814
天竜病院所属所	ひまわり保育園	静岡県浜北市於呂4201-2
静岡医療センター所属所	えくぼ保育園	静岡県駿東郡清水町長沢762-1
名古屋医療センター所属所	くまの子保育所	愛知県名古屋市中区三の丸4-1-1
東名古屋病院所属所	ひまわり保育園	愛知県名古屋市中区梅森坂5-101
豊橋医療センター所属所	たんぼ保育園	愛知県豊橋市飯村町字浜道上50
鈴鹿病院所属所	こぼと保育所	三重県鈴鹿市加佐登町3-2-1
三重中央医療センター所属所	ひまわり保育園	三重県久居市明神町2158-5
榊原病院所属所	しらゆり保育所	三重県久居市榊原町777
国立駿河療養所所属所	国立駿河療養所保育所	静岡県御殿場市神山1915
福井病院所属所	さくら保育所	福井県敦賀市桜ヶ丘町33-1
東近江総合医療センター所属所	ぼら園	滋賀県東近江市五智町255
京都医療センター所属所	ひまわり保育園	京都府京都市伏見区深草向畑町1-1
宇多野病院所属所	わかば保育所	京都府京都市右京区鳴滝音戸山町8

所属所名	保育所名	住 所
舞鶴医療センター所属所	ひよこ保育所	京都府舞鶴市字行永2410
大阪医療センター所属所	なかよし保育園	大阪府大阪市中央区法円坂2-1-14
刀根山病院所属所	とねやま保育所	大阪府豊中市刀根山5-1-1
大阪南医療センター所属所	あゆみ保育所	大阪府河内長野市木戸東町2-1
姫路医療センター所属所	院内保育所しらすぎ	兵庫県姫路市本町68
兵庫青野原病院所属所	あおの保育園	兵庫県小野市南青野
兵庫中央病院所属所	うえの保育園	兵庫県三田市大原1314
神戸医療センター所属所	たんぼ保育園	兵庫県神戸市須磨区西落合3-1-1
奈良医療センター所属所	さくら保育所	奈良県奈良市七条2-789
南和歌山医療センター所属所	はまゆう保育所	和歌山県田辺市たきない町27-1
和歌山病院所属所	くろしお保育所	和歌山県日高郡美浜町大字和田1138
鳥取医療センター所属所	のびのび保育園	鳥取県鳥取市三津876
米子医療センター所属所	なかよし保育園	鳥取県米子市車尾4-17-1
松江医療センター所属所	さくら保育所	島根県松江市上乃木5-8-31
浜田医療センター所属所	おおぞら保育園	島根県浜田市浅井町772番12
岡山医療センター所属所	くるみ保育園	岡山県岡山市北区田益1711-1
南岡山医療センター所属所	たんぼ保育園	岡山県都窪郡早島町大字早島4066
呉医療センター所属所	すずらん園	広島県呉市青山町3-1
福山医療センター所属所	杉の子保育園	広島県福山市沖野上町4-14-17
広島西医療センター所属所	たけのご保育園	広島県大竹市玖波4-1-1
東広島医療センター所属所	あゆみ保育所	広島県東広島市西条町大字寺家513
賀茂精神医療センター所属所	たんぼ保育園	広島県東広島市黒瀬町南方92
山口宇部医療センター所属所	すだち保育園	山口県宇部市東岐波685
岩国医療センター所属所	いづみ園	山口県岩国市愛宕町1-1-1
柳井医療センター所属所	ふたば保育園	山口県柳井市大字伊保庄95
東徳島病院所属所	すだち保育園	徳島県板野郡板野町大字大向北1-1
徳島病院所属所	あすなる保育所	徳島県吉野川市鴨島町敷地1354
高松医療センター所属所	さくら保育所	香川県高松市新田町乙の8
四国こどもとおとなの医療センター所属所	こぼと保育園	香川県善通寺市仙遊町2-1-1
四国がんセンター所属所	くにたち保育園	愛媛県松山市南梅本町甲160
愛媛医療センター所属所	くるみ保育園	愛媛県東温市横河原366

所属所名	保育所名	住 所
高知病院所属所	ぼぼてん保育園	高知県高知市朝倉西町1-2-25
国立療養所長島愛生園所属所	たんぼぼ保育園	岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539
国立療養所邑久光明園所属所	ひかり保育園	岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253
小倉医療センター所属所	みどり保育園	福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘10-1
九州がんセンター所属所	ちくし保育園	福岡県福岡市南区野多目3-1-1
九州医療センター所属所	ひまわり保育園	福岡県福岡市中央区地行浜1-8-1
福岡病院所属所	なかよし保育園	福岡県福岡市南区屋形原4-39-1
大牟田病院所属所	ふたば保育園	福岡県大牟田市大字橋1044-1
福岡東医療センター所属所	あゆみ保育所	福岡県古賀市千鳥1-1-1
佐賀病院所属所	若楠保育園	佐賀県佐賀市日の出1-20-1
肥前精神医療センター所属所	しらゆり保育園	佐賀県神埼郡東脊振村大字三津160
嬉野医療センター所属所	ひまわり保育園	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙2436
長崎医療センター所属所	くるみ保育所	長崎県大村市久原2-1001-1
長崎川棚医療センター所属所	さくら保育園	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2005-1
熊本医療センター所属所	二の丸保育園	熊本県熊本市二の丸1-5
熊本南病院所属所	ひまわり保育園	熊本県宇城市松橋町豊福2338
熊本再春荘病院所属所	めだか保育園	熊本県合志市須屋2659
大分医療センター所属所	ひかり保育園	大分県大分市横田2-11-45
別府医療センター所属所	杉の子保育所	大分県別府市大字内電1473
西別府病院所属所	つるみ保育園	大分県別府市大字鶴見4548
宮崎東病院所属所	コロコロ保育所	宮崎県宮崎市大字田吉4374-1
都城病院所属所	のぞみ保育園	宮崎県都城市祝吉町5033-1
宮崎病院所属所	わかば保育所	宮崎県児湯郡川南町大字川南19403-4
鹿児島医療センター所属所	つくし保育園	鹿児島県鹿児島市城山町8-1
指宿医療センター所属所	やしの実保育園	鹿児島県指宿市十二町4145
南九州病院所属所	ひまわり保育園	鹿児島県始良郡加治木町木田1882
国立療養所星塚敬愛園所属所	星塚保育園	鹿児島県鹿屋市星塚町4204
国立療養所奄美和光園所属所	あまみ保育園	鹿児島県奄美市名瀬和光町1700
沖縄病院所属所	あゆみ保育所	沖縄県宜野湾市我如古3-20-14
琉球病院所属所	琉星保育園	沖縄県国頭郡金武町字金武7958-1

永年勤続退職者に対する旅行利用券の交付

組合員期間が20年以上ある者および障害共済年金受給権者の退職時に40,000円相当の旅行利用券を交付しています。

該当される方は共済担当者にお申し出ください。

【取扱旅行会社】

- 1 株式会社ジェイティービーの全国各支店
- 2 株式会社日本旅行の全国各支店
- 3 近畿日本ツーリスト株式会社の全国各支店および営業所
- 4 トップツアー株式会社の全国各支店
- 5 株式会社阪急交通社の全国各支店

特定保養所・宿泊所に対する利用料金一部補助

組合員および被扶養者が次の施設を利用した場合、1人1泊につき1,700円の補助をしています。

補助額の請求は、利用後1か月以内に領収書を添えて共済担当者にお申し出ください。

【補助の対象となる保養所・宿泊所】

国民年金健康保養センター

国民休暇村 (<http://www.qkamura.or.jp/>)

国民宿舎（公営） (<http://www.kokumin-shukusha.or.jp/>)

国民宿舎（民営） (<http://www.minkoku.com/>)

かんぽの宿 (<http://www.kanponoyado.japanpost.jp/>)

旧労働福祉事業団休養所※

旧大規模年金保養基地※

※移譲先が公的機関のものに限る。

JR料金の割引（バカンスクーポン）

組合員および被扶養者が旅行などに、国家公務員共済組合宿泊施設および契約保養所（旅行会社の協定宿泊施設）を利用する場合にJR料金が割引になります。

組合員および被扶養者（大人2人または大人と子供あわせて2人以上）が同一行程をとり、片道201km以上のJR線を利用することが条件です。ただし、4月27日～5月6日、8月11日～8月20日、12月28日～1月6日の間は除かれます。

JR線（普通乗車券）	2割引
長距離フェリー	2割引

※東海道新幹線を利用する場合は片道601km未満は1割引。

マジックキングダムクラブ

組合員とその家族の方が、東京ディズニーリゾート内のテーマパークやその関連施設を利用する場合に割引が受けられます。

希望される方には、「マジックキングダムクラブ会員証」を発行しますので、共済担当者にお申し出ください。

主な特典は次のとおりです。

- ・東京ディズニーランドおよび東京ディズニーシーのメンバー専用特別料金
1デーパスポート（大人・中人…一般料金から400円引／小人…一般料金から200円引）
 - ・東京ディズニーリゾート・オフィシャルホテルの特別割引（10～30%OFF）
- （参考） イベント情報などのホームページ（<http://tokyodisneyresort.co.jp/>）

引越システム

組合員とその家族の方が転勤や転居などで引越をする際に、次の運送会社等を利用した場合、引越運賃割引のほか、引越料金および引越に伴う旅行代金の後払いの取扱いなどを行うシステムです。

①(株)日本旅行（日旅引越システム）

指定運送会社	セイノー引越(株)	0120-754-754
	トナミ運輸(株)	0120-81-1073
	アート引越センター	0120-0123-33
	西武引越センター	0120-55-3128

②日本通運(株)（国内）0120-929-154（海外）0120-085-815

③全国引越専門協同組合連合会 0120-191900

④クロネコヤマト引越センター 0120-801635

⑤三八五引越センター 0120-01-0385

【利用方法】

利用される方は、共済担当者から引越利用券の交付を受け、必要事項を記入し業者に直接申込みをしてください。

レンタカー割引システム

組合員が次の会社からレンタカーを利用する時に、一般料金より安く借りられるシステムです。利用される方は、以下により、業者に直接予約をしてください。（注）一部割引が適用にならない車種がありますのでご注意ください。

①ニッポンレンタカー販売(株)（一般料金の30～40%割引）

予約専用ダイヤル 0800-300-0919

予約用ホームページ（https://biz.nipponrentacar.co.jp/odc/coupon_enter.do）

ID：1520 パスワード：1459

※共済担当者から専用申込用紙をもらい申し込むこともできます。

②オリックス自動車（一般料金の10～25%割引）

予約センターフリーダイヤル 0120-39-0784

予約用ホームページ（<http://car.orix.co.jp/>）

ホテル利用割引システム

組合員が次の宿泊施設を利用する時に、一般料金より安く宿泊できるシステムです。利用される方は、以下により、業者に直接予約をしてください。

(チェックインの際に、組合員証の提示を求められる場合があります。)

- ①ホテル法華クラブグループ (一般料金の15%割引)
ホームページ (<http://www.hokke.co.jp/indexj.php>)
- ②東急ホテルズグループ (一般料金の20%割引)
予約センター (0120-21-5489) ホームページ (www.tokyuhotels.co.jp/ja/biz)
法人会員番号: 300200292 パスワード: ref109
- ③ワシントンホテルチェーン・ホテルグレイスリー (一般料金の10%割引)
予約センター (0120-05-8849)
ID: KO
- ④ホテルウイングインターナショナルチェーン
インターネット (<http://www.hotelwing.co.jp/houjin1/index.html>)
ID: wing パスワード: 1105

旅行割引システム

次の旅行会社が企画するツアーを割安で利用できるシステムです。

- ①トップツアー(株)
「ILL」を5%割引
「CLASSE SPECIAL」、「トップツアー」、「AVA」を3%割引
申し込みの際に身分証明書か組合員証をご提示ください。
利用される方は、各支店または電話予約センター (03-5704-3192) へ直接お申し込みください。
- ②(株)ジャルパック
「ILL」、「CENTURY」を5%割引 「AVA」、「VIVA」を3%割引
利用される方は、フリーダイヤルまたはインターネット専用ページより直接お申し込みください。
 - ・ジャルパックサービス 0120-88-5257 (フリーダイヤル)
 - ・インターネット専用ページ (<http://www.jal.co.jp/tourlink/mhlw/>)

(株)プリンスホテル関連施設の利用割引

組合員とその家族の方が、(株)プリンスホテル関連施設 (プリンスホテルやスキー場・ゴルフ場) を利用する際に割引が受けられます。

利用できる施設や、割引料金につきましては、インターネットをご覧ください。
(<http://www.princehotels.co.jp/keiyaku>) パスワード prkeiyaku

また、パンフレットをご希望の方は共済担当者までお申し出ください。
主な割引は次のとおりです。

- ・プリンスホテル等の宿泊料金 10~30%割引
- ・同施設近隣のゴルフ場、スキー場の割引 (割引率は年度ごとに定められています)

【利用方法】

- ①宿泊施設・ゴルフ場
宿泊施設・ゴルフ場に直接予約をしてください。予約の際には所属所名・氏名・人数・連絡先等を告げて、ご利用ください。
- ②スキー場
パンフレット中にある割引券を、スキー場でリフト券を購入する際に提出し、ご利用ください。
(注) 割引除外日がありますのでご注意ください。

三井住友クレジットゴールドカードの優待利用

組合員およびその家族1名が年会費無料でゴールドカードを利用できます。
(家族に関しては2人目以降は年会費1,000円(税抜))

申し込みは所属所備え付けの申込書により行ってください。
(注) 本カードにはキャッシングおよびローン機能は付いておりません。

JCBビジネスカードの優待利用

組合員及びその家族1名が年会費無料でJCBビジネスカードを利用できます。
申込書に必要事項を記入し、直接JCBカードへ申し込んでください。

問い合わせ先: JCB法人デスク 0120-883-623 (受付時間 9:00~17:00 日・祝・年末年始休)



国家公務員共済組合連合会が行う福祉事業



KKR特別契約保養所（施設）

国家公務員共済組合連合会は、組合員が特別料金で利用することができるよう、国内と海外の保養所（施設）と契約しております。

利用される方は、KKR便利帳またはKKRホームページ（<http://www.kkr.or.jp>）をご覧ください。



KKR特別契約葬祭事業

国家公務員共済組合連合会は、組合員が特別料金で利用することができるよう、葬祭業者と契約しております。

利用される方は、KKR便利帳またはKKRホームページ（<http://www.kkr.or.jp>）をご覧ください。

（参考）葬祭事業コールセンター フリーダイヤル 0120-919-556



KKR住宅事業

国家公務員共済組合連合会は、組合員が住宅、マンションなどを新築、購入、売却する場合に、組合員割引の特典を受けられるよう、関連会社と協定を締結しております。

利用される方は、KKR便利帳またはKKRホームページ（<http://www.kkr.or.jp>）をご覧ください。

（参考）問い合わせ先

国家公務員共済組合連合会 特定事業部 保健・情報サービス課
電話 03-3222-1841（代）



KKR介護情報提供事業

国家公務員共済組合連合会は、KKR介護相談ダイヤルを開設し、組合員やご家族の方に介護に関する各種相談、介護用品の購入、介護関連施設のご案内等を提供しています。

利用される方は、KKR便利帳またはKKRホームページ（<http://www.kkr.or.jp>）をご覧ください。

（参考）KKR介護相談ダイヤル フリーダイヤル 0120-556-860



KKRブライダルネット

国家公務員共済組合連合会は、組合員の方に結婚情報サービスを提供していません。

利用される方は、KKR便利帳またはKKRホームページ（<http://www.kkr.or.jp>）をご覧ください。

貯金事業

医療保障制度や年金に対する関心が高まる現代において、組合員（任意継続組合員、継続長期組合員を除く）の皆さんに多種多様な生命保険および損害保険の中から、共済組合として低廉な掛金、高い給付内容など、良質な保険を選定し提供しています。

保険の種類と概要

生命保険の種類	幹事会社名	保険の概要	保険契約期間	募集時期
団体積立年金保険	三井生命保険（株）	組合員が在職中に保険料を払い込み、退職時に保険料積立金を原資として、年金の各種給付もしくは一時金で受けることで、豊かな老後の生活を実現することを目的とした団体年金保険です。中途脱退した場合は、その時点の積立金を一時金として受取ることができます。	毎年4月1日～	毎年12月～1月頃
医療保障保険		病気やケガでの「1泊2日以上入院」、および「所定の手術」に対して給付金が支払われます。（死亡・通院に対する保障はありません。） お手頃な保険料でご加入いただけます。団体保険ですので、加入手続きが簡単（告知のみ）です。医師の診査は必要ありません。1年更新なので毎年保障内容の見直しが可能です。配偶者・子どももご加入いただけます（組合員本人の加入が前提です）。	毎年8月1日～翌年7月31日	毎年5月～6月頃
生きるためのがん保険 Days（デイズ）	アメリカンファミリー生命保険会社（アフラック）	がんと初めて診断された時の一時金、がんで入院した時の入院給付金のほかに、がん治療を目的とした通院や手術、放射線治療、抗がん剤治療に関しても給付金が支払われます。また、先進医療の多様化にも対応しています。	終身	毎年7月頃（随時加入可）
ちゃんと応える医療保険 EVER		病気やケガによる入院を1日目から保障します。また、健康保険が適用となる約1,000種の手術を保障します。（一部支払い対象外となる手術があります。）入院前60日以内、退院後120日以内の「通院」も保障しますので、入院前後の通院治療を安心して受けられます。		

損害保険の種類	幹事会社名	保険の概要	保険契約期間	募集時期
団体傷害保険	(株) 損害保険ジャパン	国内外における日常のケガ、および日常生活における法律上の賠償事故等を補償します。（傷害保険・交通傷害保険・子ども保険の各種保険に分かれており、それぞれ補償が異なります。） 団体割引が適用されますので、一般で加入するよりも保険料が安く、補償が大きくなっています。	毎年10月17日～翌年10月17日	毎年8月～9月頃（随時加入可）
団体所得補償保険		保険期間中に病気、またはケガにより就業不能となった場合に、免責期間を超える就業不能期間について、補償対象期間（1年間）を限度に保険金が支払われます。団体割引が適用されますので、一般で加入するよりも保険料が安く、補償が大きくなっています。		
勤務医師賠償責任保険	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	国内での医療事故により、勤務医師（歯科医師含む）個人が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。また、示談・和解等の費用も対象となります。団体割引が適用されています。	毎年1月1日～翌年1月1日	毎年10月～11月頃（随時加入可）
看護師賠償責任保険	東京海上日動火災保険(株)	保健師、助産師、看護師、准看護師個人が、国内での業務中の事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。また、示談・和解等の費用も対象となります。団体割引が適用されています。	毎年4月1日～翌年4月1日	毎年1月～2月頃（随時加入可）
団体扱自動車保険（マイカー保険）	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	ご希望の保険会社・商品を4社から選択いただけます。 団体割引が適用されますので、一般で契約するよりも保険料が安くなります。他の保険から団体扱自動車保険に切り替えても、無事故割引・割増などの等級が継承できます（一部共済を除く）。	1年間	毎年2月頃・8月頃（随時加入可）
	三井住友海上火災保険(株)		1～3年間	
	日本興亜損害保険(株)		1～3年間	
	東京海上日動火災保険(株)		1年間	

※保険の内容、加入手続き等の詳細については、共済担当者にお尋ねください。

貸付事業

組合員が日常生活していくうえで、臨時に資金を必要とする場合に、事由に応じた貸付事業を行っています。平成25年10月1日より、各省庁共済組合と共通の貸付規程での取扱いとなっております。

貸付の種類と概要（普通貸付、特別貸付）

種類	貸付対象	貸付資格	貸付金の限度額(※3) (貸付金額は1,000円の整数倍)	貸付利率 (H26年4月現在)	返済方法	返済期間	貸付対象外の一例	
普通貸付	一般	組合員が臨時の支出に要する費用	月収額(※5)の6月分	年4.26%		90月以内	転売、レンタルまたは投資等営利を目的とした物資の購入費用	
	物資	組合員の家具等耐久消費財の物資の購入に要する費用						
特別貸付	教育	組合員、被扶養者または被扶養者以外の組合員の子が、学校教育法第1条の学校、同法第124条の専修学校、同法第134条の各種学校もしくはこれに準ずる学校（就業年限が1年以上のものに限る）またはこれらの学校に準ずる外国の教育機関に就学するために要する費用	月収額の14月分 (ただし、1回の貸付額は6月分)	年2.96% 利率は金融情勢の変動により変更されます	○元金均等返済 ○元金均等期末手当併用返済 ○臨時返済(※6) *一部返済 *全部返済 ただし、 貸付当月の一部返済は不可	140月以内	・ピアノ ・制服代等業者に対して支払う費用 ・留学のための海外渡航費用 ・ホームステイ費用 ・塾の入学金および授業料 ・通学のための下宿費用 ・カルチャーセンターまたはクラブ費用等 ・寄付金 ・セミナーや単科講座等で当該教育機関へ入学を必要としないもの ・1年に満たない授業期間のもの	
	結婚	組合員、被扶養者または被扶養者以外の子の組合員の子の結婚（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）に要する費用（新婚旅行等の費用を含む）	月収額の6月分		○毎月返済額1,000円単位	90月以内	・結婚式に出席する者の旅費、宿泊費用 ・新居の引越費用、新居の敷金礼金等	
	葬祭	被扶養者または被扶養者以外の組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の実情にある者を含む。）、子もしくは父母（配偶者の父母も含む。）の葬祭に要する費用					○期末手当等の返済額 貸付額の2分の1の範囲内で元金均等額1,000円単位 の返済が可能です。	・生前に墓地、墓石または戒名等を購入するための費用 ・葬儀に出席するための旅費、宿泊費用 ・法要を行う費用 ・お布施
	医療	組合員、被扶養者または被扶養者以外の組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の実情にある者を含む。）の医療に要する費用	組合員期間が6月未満の 再任用常勤職員等(※2)以外の組合員		月収額の12月分	1,000円単位	120月以内	・出産（医療行為を伴うものを除く）に要する費用 ・美容および整形のための費用 ・老人施設等の福祉施設（介護老人保健施設または介護療養型医療施設等に療養することを入所の目的とする場合を除く。）に支払う費用
	災害	組合員、被扶養者または被扶養者以外の組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の実情にある者を含む。）、子もしくは父母（配偶者の父母も含む。）が水災・火災その他非常災害により住居または家財に損害を受けたときに必要となる費用	月収額の12月分 (最低保障額 70万円)		・罹災証明書等その災害を受けた事実を証明する書類が発行されない場合			

(※1)「組合員期間」とは、国家公務員共済組合法第38条に規定する組合員期間のうち組合員の資格を取得した日から貸付の申込みをする日までの引き続く期間

(※2)再任用常勤職員等に係る貸付について

(ア)すべての貸付を行えます。

(イ)組合員期間

*再任用職員（国家公務員法第81条の4第1項）または各独立行政法人の就業規則等に基づき再雇用された者
*賃金職員、期間業務職員（人事院規則8-12第4条第13号）
*その他

(ウ)貸付金の限度額

退職手当が通算される場合に限り、引き続いている組合員期間とする。

種類	貸付金の限度額（貸付金額は1,000円の整数倍）
普通貸付	標準報酬月額
特別貸付	30/100に

申込みをした月の翌月から任期満了の月までの月数（残任月数）と上記の表(※3)の貸付限度額欄に掲げる月数

いずれか少ない月数を乗じて得た額

(※3)「貸付金の限度額」とは、各貸付けの種類別の区分ごとに設定しているもので、例えば普通（一般）と普通（物資）はそれぞれ月収額の6月分が貸付限度額となります。ただし、普通貸付および特別貸付の総額は、月収額の20月分に相当する額を超えることはできません。

また、すべての貸付の返済額（元金と利息の合計額）の各返済期における合計額が次の額を超えるときは、貸付けを行いません。

ア.報酬からの返済のみ

俸給（基本給）(※4)の30/100

(※4)

イ.報酬と期末手当等からの返済

報酬……………俸給（基本給）の25/100

再任用常勤職員等は、標準報酬の月額

期末手当等……………俸給（基本給）の150/100

(※5)「月収額」

国立ハンセン病療養所に所属する組合員の場合	国立病院機構 および 国立高度専門医療研究センター 各法人に所属する組合員の場合
・俸給（俸給の調整額を含む） ・俸給の特別調整額 ・初任給調整手当	・基本給月額、月例年俸 ・役職手当 ・医師手当
・扶養手当 ・研究員調整手当 ・地域手当	・研究員調整手当 ・地域手当

(※6)「臨時返済」の返済額について

P.113 の(※2)を参照

貸付の申込方法

貸付を希望される方は、次の書類を所属所長に提出してください。

● 普通貸付

- (ア) 借入申込書
- (イ) 添付書類

区分	書類
一般	不要
物資	見積書等

- (ウ) 貸付後、支払報告書（物資貸付・特別貸付）、領収書（写）を提出していただきます。（物資貸付のみ）

● 特別貸付

- (ア) 借入申込書
- (イ) 添付書類

区分	貸付事由を証する書類	金額を証する書類
教育	学校等が発行した入学許可書の写し、合格通知書の写しまたは在学証明書等	金額が記載された契約書の写し、見積書の写しまたは請求書の写しもしくはこれらに類するものであって金額を確認できるもののいずれか
結婚	住民票又は結婚式もしくは披露宴の案内状もしくは婚姻の事実を証するに足る書類（所属所長の証明を含む。）等	
葬祭	埋葬許可証の写しまたは火葬許可証の写し等	
医療	医師等の発行する診断書またはこれに相当する書類もしくは処方箋の写し等	
災害	罹災証明書の写しまたは事故証明書の写し等	

- (ウ) 被扶養者以外の組合員の子に要する費用の貸付を行う場合、組合員との続柄が確認できる書類（戸籍謄本（写）等）を提出していただきます。
- (エ) 貸付後、支払報告書（物資貸付・特別貸付）、領収書（写）を提出していただきます。

● 住宅貸付および特別住宅貸付

		住宅				土地		備考
		新築	購入	増改築 修繕	借入	購入	借入	
申込み提出書類	借入申込書	○	○	○	○	○	○	
	資金計画書	○	○	○	○	○	○	
	工事費等見積書の写し (工事・売買・賃貸) 契約書の写し	○	○	○	○	○	○	
	住宅の平面図	○	○	○	○			
	確認済証の写し	○		○		○ ※1	○ ※1	建築基準法第6条第1項に該当する場合に限る。 ※1 建築予定の住宅について、建築確認を受けている場合は提出が必要
	契約書					○	○	5年以内に住宅を建築する旨の誓約書
	取得理由および利用計画書	○	○	○	○	○	○	被扶養者と別居して遠隔地に物件を取得する場合(任意様式)【遠隔地に取得する理由および将来的利用計画(先に入居する家族と同居する予定等)について記した書面】
	登記割合についての申立書	○	○	○		○		共同名義で登記する場合に必要
	宿舍の明渡しを請求されたことが確認できる書類	○	○			○		宿舍の明け渡し請求に伴う住宅および土地の新築または購入をする場合
	土地の登記事項証明書(※2)、土地所有者の承諾書、借地契約書の写しのいずれか	○						(借受人名義(共有を含む)の場合に限る。)※2 住宅を新築するが、土地の購入または借入を行わない場合
建物の登記事項証明書		○ ※3	○ ※4		○ ※3		※3 購入前の持主名義のもの ※4 登記内容に変更がある場合は工事前のもの	
借用証書	○	○	○	○	○	○		
取得後の提出書類	取得・借入・工事完了報告書	○	○	○	○	○	○	
	登記事項証明書または登記の事実を証するに足る書類	○	○	○ ※5		○		※5 登記内容に変更がない場合は必要なし
	借入れの事実を証するに足る書類				○			
	工事完了報告書またはその事実を証するに足る書類			○				
	住宅を建築したことを証する書類	○						土地のみ取得した後に住宅を建築した場合 住宅を建築しなければならない期間の延長の承認を受けようとする場合 *住宅建築義務期間延長願 *延長期間内に住宅を建築する旨の誓約書
領収書(写)			○	○		○		

(注意) 所属所(支部)長が必要と認めた上記以外の添付書類が必要となる場合があります。詳細については、勤務先の共済担当者にお尋ね下さい。

○ 弁済の猶予

非常災害にあった場合や、育児休業を取得した場合に、借受人の申出により元金の弁済を猶予することができます。

	災 害	育 児 休 業
内 容	【新規貸付】 特別貸付（災害）または災害復旧のための住宅貸付を行う場合、組合員からの申出により、12月の範囲内で元金を猶予することができます。	【新規貸付】 育児休業をしている者が新たに貸付けを受ける場合、本人からの申出により、当該育児休業期間中の元金の弁済を猶予することができます。
	【既貸付】 水震火災その他の非常災害により、借受人またはその被扶養者が被害を受けた場合、借受人からの申出により、12月の範囲内で元金の弁済を猶予することができます。	【既貸付】 借受人が育児休業をする場合もしくは育児休業をしている場合、借受人からの申出により、当該育児休業の期間中、元金の弁済を猶予することができます。
提出書類	(ア) 貸付金弁済猶予申請書（災害）【様式第18号】 (イ) 風水害、地震、火災その他非常災害により組合員またはその被扶養者が被害を受けたことを証明する書類（罹災証明書等）の写し	(ア) 貸付金弁済猶予申請書（育児休業）【様式第18号】 (イ) 育児休業の事実を証明する書類（人事異動通知書等）の写し
注意事項	猶予期間であっても、貸付金利息および団体信用生命保険料は支払う必要があります。	

● 貸付をお断りする場合について

過去に貸付事故（共済組合への弁済ができなくなること）を起こした方や、破産および民事再生の申立てをされている組合員等に対しては、借り入れのお申込みをいただいても貸付をお断りさせていただく場合があります。

組合員の皆様へのお願い

近年、組合員の自己破産や民事再生の申請による貸付保険事故が多発している状況にあります。組合員の皆様におかれては、共済組合からの借入金も含め、計画的なご利用をお願いいたします。

● 債権の保全

すべて、共済組合負担による官公庁等共済組合一般資金貸付保険または官公庁等共済組合住宅資金貸付保険の適用となります。

○ 団体信用生命保険（「だんしん」）制度

厚生労働省第二共済組合から住宅貸付・特別住宅貸付を受けている組合員が、貸付金の完済前に死亡し、または高度障害状態となった場合、「だんしん」契約に基づき、保険会社から共済組合へ貸付残高に相当する金額が保険金として支払われ、家族が退職金を全額受け取ることができ、家族の生活の安定を図ることを目的とした制度です。

ただし、加入は任意であり、保険料は組合員が負担することとなります。

加入方法

住宅貸付・特別住宅貸付の申込時にあわせて申込みます。

提出書類	「厚生労働省第二共済組合だんしん加入申込書（新規・追加）兼告知書」<H25.10 改定版>
保険料	貸付金残高1万円につき2円80銭（月額） ※毎月の給与から控除されます。

○ 銀行住宅ローン斡旋

組合員の住宅取得のために、共済組合の住宅貸付制度のほか、店頭融資利率より低い利率での融資が受けられるよう、次の金融機関と協定を締結しております。

(H26.4.1 現在)

銀行名	三井住友信託銀行	みずほ銀行	三井住友銀行	三菱東京UFJ銀行	りそな銀行
担当部署名・担当者	虎ノ門コンサルティング オフィス 職域課 渡辺	虎ノ門支店 個人営業2課 武笠、酒井、望月	住宅ローン担当	【お取引先社員さま用 住宅ローンお問い合わせダイヤル】 TEL：0120-306-082 受付時間：毎日9:00～17:00（1/1～1/3・5/3～5/5を除く） *担当者は特定しません。	東京公務部
連絡先・ホームページ	0120-735-433 （フリーダイヤル） メールアドレス： tora@smtb.jp	TEL：03-3501-2335 FAX：03-3508-0817 メールアドレス： masaomi.nakatani@mizuho-bk.co.jp	TEL：03-3581-6313 <専用 HP アドレス> https://www2.smbc.co.jp/b2e/login01.html 会社 ID：KSH22 （半角英数） 会社パスワード：smbc	【組合員さま向け専用HP（ライフプランWEB）】 URL：http://welfare.bk.mufg.jp ユーザーID：kousei-2 パスワード：kyousai	TEL：03-3502-3101 <HPアドレス> http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/ （ただし個別提携ローンのご案内については掲載はございません）

※最新の融資条件については、各金融機関に直接ご確認ください。

財形持家融資事業

この事業は、勤労者退職金共済機構から国家公務員共済組合連合会が調達した事業資金を共済組合が借り入れ、これを財形貯蓄を行っている組合員に住宅資金として貸付ける融資制度です。

貸付の種類と概要

種類	貸付対象（※1～4）	貸付資格	貸付金の限度額	貸付利率 (H26年4月現在)	返済方法	貸付期間 (貸付月の翌月から)	注意事項	
財形持家融資事業	A. 組合員がその持家として自己の居住するための	以下、①～③の全ての要件を満たしている組合員 ① 継続して1年以上の期間財形貯蓄を行っていること。 ② ①の要件を満たす申込期間の末日（※5）から2年以上以内に貸付の申込みを行うこと。 ③ 申込日において、50万円以上の財形貯蓄の残高があること。	貸付申込日において有する財形貯蓄の残高の10倍に相当する額または4,000万円のいずれか低い額の範囲内で、次の区分に掲げる額。 ただし、54万円以上で1,000円の整数倍に相当する金額。 ① 「財形持家融資」のみの場合 5年後の退職手当推定額 + 200万円 ② 「住宅貸付」を現に受けている場合 またはこれから受けようとする場合 5年後の退職手当推定額 + 200万円 - { 申込日における住宅貸付の残高 または 受けようとする貸付金額 } ③ 「特別住宅貸付」を現に受けている場合 またはこれから受けようとする場合 申込日に退職したとしたならば退職手当法の規程により受けるべきこととなる退職手当の額に相当する額 - { 申込日における特別住宅貸付の残高 または 受けようとする特別住宅貸付金 }	0.92% 利率は金融情勢の変動により変更されます 貸付利率は、貸付の日から5年を経過することに改定します。その際に適用する利率は、改定日の属する月の2月前の初日における利率となります。	○元金均等返済 ○元金均等期末手当等併用返済 * 毎月の返済 1,000円単位 * 期末手当等の返済 貸付額の2分の1の範囲内 1,000円単位 ○臨時の返済 * 一部臨時返済不可 * 一括繰上返済可（※6）	○住宅の新築、新築住宅の購入 15年（180月） 20年（240月） 25年（360月） のいずれかの返済期間が設定できます。 ○既存住宅の購入、住宅改良、土地の購入または借入 15年（180月）のみ	○貸付時期 年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月） ○貸付財源には限度枠の設定がある為、希望額を借りられない場合があります。 ○貸付融資を完済するまで、物件の売却はできません。 ○借用証書に添付する印紙代は、組合員が全額負担することになります。 ○団体信用生命保険には加入できません。	
	住宅の新築							床面積が70㎡ (共同住宅は50㎡) 以上280㎡以下
	新築住宅の購入							床面積が70㎡ (共同住宅は40㎡) 以上280㎡以下
	中古住宅							床面積が40㎡ 以上280㎡以下
	住宅の改良	改良後の床面積が40㎡以上となるもの						
	B. 上記の住宅建設と住宅購入の場合において、併せて土地を購入または借入れも可							

（※1）いずれの場合にも、貸付後6月以内に建物の建築等を行うことが確実であることが必要です。

（※2）「床面積」には、ベランダ等屋外部分は含まれません。

（※3）「改良」とは、増築、改築、修繕等の工事をいいます。

（※4）土地の購入・借入の場合は、借入れ後1年以内に当該土地に住宅を建設しなければならず、土地のみの先行取得は、貸付の対象となりません。

（※5）当該期間の末日が2つ以上ある場合には、貸付を申し込む日（申込日）の直近とし、この場合次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

* いずれか一方が要件を満たしていること。

* いずれも単独では要件を満たさないが、合算すれば満たしていること。

（※6）一括繰上返済を希望される場合の詳細は、勤務先の共済担当者にお尋ねください。



貸付の申込方法

貸付を希望される方は、次の書類を所属所長に提出してください。

財形持家融資事業

		住宅（※1）			土地		備考
		新築	購入	改良	購入	借入	
申込み提出書類	申込書	○	○	○	○	○	
	財形貯蓄残高証明書（※2） 及び残高通知書（※3）	○	○	○	○	○	
	工事請負契約書	○		○			
	売買契約書		○		○	○	
	仕様書			○			
	建物の設計図	○	○	○			
	建築基準法による確認通知書	○					
	旧持主名義の登記簿謄本（原本）（※4）		○		○	○	
	土地の平面図および位置図				○	○	
	地主の土地使用承諾書、 または借地権設定契約書					○	
振込依頼書	○	○	○	○	○		
貸付決定後の 提出書類	借用証書	○	○	○	○	○	取入印紙貼付（※5）
取得後の 提出書類	登記簿謄本（原本）	○	○	○	○		
	改良の事実を証する書類			○			
	借地権設定契約書（写）					○	

- （※1）新築物件については、勤労者財産形成促進施行令第36条第3項の規定に適合する住宅であることを証明する書類を添付すること。
- （※2）金融機関・生命保険会社等が発行する財形貯蓄（見込）残高計算依頼書に証明を受けたもの。
- （※3）申込日直近の定期の残高通知書であること。
- （※4）既存物件の購入や借入の場合に提出を要する。
- （※5）購入する印紙の額は、印紙税法に基づく。
- （注意）所属所（支部）長が必要と認めた上記以外の添付書類が必要となる場合があります。詳細については、勤務先の共済担当者にお尋ねください。

債権の保全

貸付申込と同時に官公庁等共済組合住宅資金貸付保険（B方式）の適用を受けなければなりません。（強制加入）ただし、保険料は組合員の負担となります。（貸付時に一括徴収）



医療事業



直営診療部の運営

厚生労働省第二共済組合では、各所属所に診療部を設けて、組合員と被扶養者の外来診療を行っています。

組合員と被扶養者は、どの所属所の診療部でも利用することができます。

ただし、診療部では、他の法令並びに条例の適用による公費負担の対象となる診療は行いません。

診療部の自己負担額は、原則として翌月の給与から控除しますので、診療の都度、窓口での支払いはありません。



平成26年4月発行

共済のしおり

発行／厚生労働省第二共済組合本部

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111
